



阿智村が施工する村道Ⅲ-306号線新設工事施工の為に必要な土地について、売主 本谷園原財産区 を甲とし、(以下「甲」という。) 買主阿智村長 山内康治 を乙とし(以下「乙」という。) 下記条項により土地売買に関する契約を締結する。

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表第1に掲げる土地(以下「土地」という。)を乙に売渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ土地に物件が存するときは、当該物件を移転するものとする。

② 乙は、別記内訳書により下記金額を甲に支払うものとする。

土地代金	金 222,244 円
別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償金	金 円
合計	金 222,244 円

(土地の引き渡し期限等)

第2条 甲は、平成7年3月31日までに乙に土地を引き渡すものとする。  
 この場合において、土地に前条第1項に規定する権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させ(当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消させるものとする。)かつ、土地に前条第1項に規定する物件が存するときは、あらかじめ当該物件を移転するものとする。

② 土地に前条第1項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅(当該権利の登記の抹消を含む。)に協力するものとする。

(登記関係書類の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(補償金の支払)

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲より土地を引き受け、かつ、土地の所有権移転登記手続書類の整備が完了したときは、すみやかに甲の指定する金融機関の口座に土地代金を支払うものとする。

② 甲は、土地に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に同条同項に規定する物件以外の物件等が存する場合において、当該権利者、物件所有者と乙との間にそれぞれ補償契約等が成立した時、当該権利者及び物件所有者に前条の規定により書類を提出させ頭書の金額のうち金 円の支払を乙に請求させることができる。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一、土地を第三者に譲渡すること。
- 二、土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 三、土地に物件を設置すること。
- 四、土地の地形を変更すること。

② 土地に甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は、当該物件に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

③ 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。



(残留物件の処理)

第6条 第2条に規程する期限後において、土地に第1条第1項に規程する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決をするように努めなければならない。

(収入印紙の負担)

第8条 この契約書に必要な収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第9条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として、契約書2通を作成して、甲、乙記名、押印のうえそれぞれ1通を保有する。

尚、この契約書は議会の議決を得られたとき本契約として認められるものとする。

平成7年3月2日

(甲) 住所 阿智村阿智里 3444-19

氏名 本谷園原財産区

総代長 池石秀逸

(乙) 阿智村長 山内 康 治



別 記

内 訳 書

地 目	買 収 面 積 (坪)	単 価 円	買 収 金 額	摘 要
田		12,000		
畑		7,200		
山林等	202 <sup>04</sup>	1,100	222,244	
物件の移転料 及び損失の補償料				
計	202 <sup>04</sup>		222,244	